

7. イギリス保健省が発表した 死後画像診断サービスに関する 報告書 その2

齋藤 創 / 小林 智哉 筑波メディカルセンター病院放射線技術科
塩谷 清司 筑波メディカルセンター病院放射線科
飯野 守男 慶應義塾大学医学部法医学教室

2012年10月26日、イギリスの「死後・法医学・災害時の画像診断を国民保険サービスに導入する保健省サブグループ」は、「CT、MRIを利用した死後画像診断は、侵襲的な解剖の補助または代替として、国民保険サービス内で実行可能か?」という題名の報告書を発表した¹⁾。筑波メディカルセンター病院放射線部Aiグループは、同報告書に関する抄読会を開催し、本誌2013年1月号で同報告書の概要を報告した²⁾。その後、死後画像診断サービスにかかる費用、人員、認識は報告書内でどのように記載されているのか、もう少し詳しく知りたいという要望があったため、本稿ではそれらの部分について紹介する。

イギリス国内の 死後画像診断サービスに かかる費用 (報告書39ページ)

死後画像診断サービスにかかる費用や費用拠出者は、地域によって異なっている。

- ① ロンドンでは、CT検査費用は1体あたり250ポンド(約4万円、1ポンド=160円として計算)であった。これはイギリスの死因究明制度であるコナー制度から拠出されている。
- ② オックスフォードでは、兵士または軍隊と関係しないCT検査の費用は不明である。保健省の研究助成金で補助されている。
- ③ マンチェスターでは、CT検査費用は600ポンド(約10万円)で、MRI検

査費用は撮像部位の数によって、995～1350ポンド(約16～22万円)と幅があった。この費用は遺族が負担している。

- ④ レスターでは、捜査上必要な法医学的CT検査費用は350ポンド(約5.5万円)であり、所轄警察が拠出している。交通事故評価と非法医学例の研究目的のCT検査費用は、レスター大学のイースト・ミッドランズ法医学部門と画像診断部門の、それぞれ現在継続中の研究資金から拠出されている。
- ⑤ ダービーでは、法医学的CT検査費用は800ポンド(約13万円)で、所轄警察が拠出している。
- ⑥ チェスターフィールドでは、法医学的CT検査費用は500ポンド(約8万円)で、所轄警察が拠出している。
- ⑦ リンカーンでは、法医学的CT検査費用は無料とされている。
- ⑧ チェスターフィールド王立病院、ピーターバラやコベントリー病院で、CT使用に関連した費用があるかどうかは不明である。

死後画像診断サービスに 従事する職種 (報告書39ページ)

ロンドン、オックスフォード、イースト・ミッドランズ、マンチェスターのすべての地域で、撮影は放射線技師が担当している。死後血管造影を施行するときには、病理医(オックスフォード、ロンドン、

レスター)、技術指導を受けた血管造影技師(レスター)、あるいは解剖検査技師(ロンドン)が行っている(図1)。すべての地域で、放射線科医が全症例の画像診断報告書を記載している。マンチェスターからの報告では、放射線科医が解剖結果報告書と死因まで記載しているという。オックスフォード、ロンドン、レスターでは、病理医が解剖結果報告書を発行している。

イギリス国外の 死後画像診断サービスに かかる費用 (報告書41ページ)

- イタリア：400～500ユーロ(約5.4～6.8万円、1ユーロ=135円として計算)
- 日本：法医学症例において、司法解剖を行うかどうかの判定に用いられたときのみ、3万円が警察から支払われる。あらかじめ司法解剖が決定している場合は支払いはない(筆者注：原報告書は死因身元調査法施行前であり、法医学の司法解剖例についてのみ非常に単純化して記載してあるが、実際には症例によって拠出者は病院、警察、遺族と異なっていることや、都道府県間で費用にかなりばらつきがあることは、読者もご存知の通りである。全国で統一することが望ましく、今後の課題であろう)。
- スイス：300ポンド(約4.8万円)または342ポンド(約5.5万円)(地域による)